

## 障害のある人の権利を守る法律やルールに関するテーマ

### 「地域連携」

#### 社会福祉法人の職員向け講座

権利擁護というテーマで事前にアンケートをお願いして、日頃の職員の方々の「これってどうなの？」と思っておられる疑問等について教えていただき、当日は皆さんで「事例 E さんの行動特性を理解してもらうために、日常の活動として、だれにどのような働きかけをすればよいか」についてディスカッションをしました。

※実際の事例を元にしてはいますが、プライバシーのため相当程度創作を加えています。

Eさんは、仕事を終えた後、いつも決まった発車時刻のバスに乗ります。

1. 仕事の終了が遅れていつものバスに乗れそうにないとき、Eさんは、落ち着かなくなって大声を上げたり、バス停に向かって全力疾走したりするので、他の人にぶつかったり、信号無視をして事故に遭わないかとハラハラしてしまいます。どう対応すればよいのでしょうか。
2. Eさんは、バスの中で大声を出してしまい、運転手にバスを降ろされ、「これからはバスを利用しないでください」といわれてしまいました。Eさんが迷惑をかけてしまった以上、このような対応をされてもやむをえないのでしょうか。

#### 【実際のやりとり】

弁護士：職場の方に説明して、Eさんだけは、きっちり定時で帰れるようにしていただけないでしょうか？

参加者：Eさん自身の事故も心配ですが、Eさんが子どもを蹴飛ばしてケガをさせたり、バスを壊したりしないか、と思うと怖いです。

参加者：もしそんなことになってEさんが逮捕されたらどうなりますか。帰ってきたら、これまで通りに生活できるのですか。

弁護士：法律家は、再犯をしない方向に働きかけてきます。もし裁判になって、障害に理解がない弁護士がついた場合、一人ではバスに乗らないようにするか、この路線のバスには乗らない等の約束をさせるかもしれませんね。

参加者：でも、バスに乗らないとEさんは仕事場に行けません。

参加者：顔見知りの運転手さんだったら、そんなことにはならなかったと思うのですが。

参加者：Eさんなりの理由があって大声を出しているのに、それを説明してもな

かなか理解してもらえませんよね。

参加者：いつも大声を出すような人だと誤解されたのかもしれませんが。バス会社に、Eさんのことを前もって説明しておけばよかった。

弁護士：「警察プロジェクト」といって、地域の警察に障害者のことを説明してまわる、という取り組みもあります。

#### 【私たちがお伝えしたこと】

- 障害のある方にとって、地域で暮らすことは、憲法 13 条、14 条、22 条、25 条、障害者権利条約 19 条、28 条等に定められた「権利」です。障害のある人が地域で暮らすには（いわゆる）健常者とは違う難しさがありますが、それを乗り越えるために、種々の福祉サービスが用意されているのです。
- 通勤バスは、Eさんにとって、日常生活を送るうえで欠かせない要素です。公共交通機関が障害のゆえに乗車を拒むことは、Eさんが地域で暮らす権利を侵害する行為だといっただいでしょう。Eさんの立場にたつ支援者（又は弁護士）としては、このようなバス会社の対応に対しては、断固反対しなければなりません。普段からバス会社や近所の方々と接点をもち、Eさんの行動特性の周知をはかっておくことも、予防策として有効でしょう。
- しかし、Eさんがバスの中で大声を出し、周囲に迷惑をかけていることも事実です。Eさんの行動を改善しようとせずに権利だけを主張しても、Eさん自身が周囲から疎んじられるだけでしょう。結果的に地域で生活しづらくなり、かえって Eさんの地域生活の権利を害してしまう可能性もあります。ですから、Eさんが大声を出してしまう原因・環境を除いて、できるだけ周囲に調和した行動をとれるような支援もまた、求められているのだと思います。

#### 参考資料・情報など

- 行動障害に対する応用行動分析
- 支援介助法
  - ・ 支援介助法協会ウェブサイト <http://shienkaijoho.com/>
- 警察プロジェクト（K-Pro）
  - ・ NPO 法人 PandA-J「知的障害・発達障害のある人を理解するために」（2012）
  - ・ 野沢和弘・大石剛一郎・堀江まゆみ「シカゴの夜から六本木の朝まで－対抗軸を打ち出せるのは知的障害」第 4 章（2006）
  - ・ [http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n249/n249\\_06.html](http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n249/n249_06.html)